

アルバイト規程

1 アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止するが、家庭で経済的に必要な場合は下記の条項に従い許可する。

2 アルバイトを許可する条件

- (1)成績会議において10段階評価で1を有していない。
- (2)評定1を有していない。
- (3)欠課時数が実授業時数の2割を超えていない。
- (4)生活態度が良好で身だしなみ等で指導されていない。

3 禁止及び不許可とするアルバイト

- (1)午後9時以降の勤務。
- (2)定期考査一週間前から試験期間の勤務（試験最終日、新聞配達は除く）。
- (3)学校生活（授業・学校行事等）に支障となる勤務。
- (4)アルコール飲料を供することを主とする飲食店での勤務。
- (5)重労働及び危険を伴う業務。
- (6)風紀上好ましくない業務。
- (7)労働基準法に違反する業務。
 - ① 深夜業（午後10時～午前5時）。
 - ② 酒席に侍する業務。
 - ③ 特殊の遊興的接客業（バー・キャバレー・クラブ等）における業務。

4 アルバイトを許可された者の義務

- (1)学業をおろそかにしない。
- (2)遅刻・欠席・早退において指導されない。
- (3)服装・頭髪等において指導されない。
- (4)アルバイト生集会への出席。
- (5)家庭学習をおろそかにせず、生活習慣を崩さない。
- (6)アルバイト許可証の携行。
- (7)申請内容の変更ならびにアルバイトをやめた場合は担任に申し出る。

5 アルバイト許可までの手順

- (1)希望者は保護者の承諾を得て担任に申し出る。
- (2)許可条件が満たされているか年次担任団の審議を受ける。
- (3)「アルバイト許可願」を受け取り、必要事項を記入し担任へ提出する。
- (4)生徒指導部の審議を受け、「アルバイト許可証」を受け取る。

6 無許可でのアルバイト等について

無許可でのアルバイトは即時停止、特別指導の対象となる場合もある。また、「許可された者の義務」に違反した場合はアルバイトを停止する。改善が見られない場合は許可を取り消す。

付則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から実施する。